

**<報告>第414 回神学研究会（宗教改革500 年記念）
報告 竹原創一「エラスムスとルターの自由意思論
争 - 宗教改革の根本問題」**

著者	土井 健司
雑誌名	神学研究
号	65
ページ	117-122
発行年	2018-03-02
URL	http://hdl.handle.net/10236/00026698

第414回神学研究会（宗教改革500年記念）報告 竹原創一「エラスムスとルターの自由意思論争 －宗教改革の根本問題」

土井 健司

はじめに

今年は宗教改革500年の記念の年として、本学においてもさまざまな記念行事が行われている。神学部の神学研究会では、学術的な視点からルターの神学を問いなおすべく、神学部の秋季学術講演会を共催とし、10月16日（月）にルター研究所所長の鈴木浩先生をお招きして「97箇条の提題－過激なアウグスティヌス主義者としてデビューしたルター」と題した講演会を実施した。このときの講演録は本誌に掲載されている通りである。

そしてもうひとつの企画として、10月25日（水）定例の研究会に立教大学名誉教授の竹原創一先生をお招きした。竹原先生はお父様が戦前の本学神学部卒業生であると聞き、驚いたが、今回お招きしたのはルター研究者として長年の研究の蓄積、さらに近年はルターの『奴隸意思論』の翻訳に取り組んでおられるとのことから研究発表をお願いした。「エラスムスとルターの自由意思論－宗教改革の根本問題」と題したご発表には、エラスムスの自由意思論にかかわることからエラスムス研究者木ノ脇悦郎先生にコメンテーターをお願いした。以下、当日の司会を担当した責任から、拙いものではあるが、竹原先生の発表と木ノ脇先生のコメントについて私なりの報告をこころみたい。

まず『奴隸意思論』をめぐる基本的な事柄を確認しておく。1517年10月31日に「95箇条の提題」を発表したルターは、宗教改革という歴史的出来事の主役を引き受けることになる。ハイデルベルク討論（1518年4月）、アウグスブルク審問（1518年10月）、ライプチヒ討論（1519年6/7月）を経て、翌年ローマ教皇より「主よ、立ち上がれ（エクスルゲ・ドミネ）」が發布される。これを教会法とともに焼却し対決姿勢を決定的なものとしつつルターは、1520年の著作群（『キリスト者の自由』等）を発表し、翌年1月に破門となる。こうした教皇との対立は、当時のヨーロッパ随一の知識人との評判の高いエラスムスを動かし、ついにエラスムスはルター批判を執筆する。それが1524年9月の『自由意思論』である。直ちに反論を執筆したわけではなかったが、ル

ターは翌1525年12月にエラスムス反駁書である『奴隸意思論』を執筆し、応戦した。今回のご発表はこれら両者の批判を取り上げたものであって、内容上宗教改革の根幹にかかわる問題となっている。

1. 『奴隸意思論』におけるルターの思想

レジュメをもとにした竹原先生のご発表は、おおむね以下のような内容であったと理解する。以下その所論をまとめてみたい。なお引用はレジュメにあった竹原訳を記載している。

まず「自由意思」という訳語について、従来は「自由意志」とされてきたのだが、ここで問題となっているのが *voluntas* ではなく、*liberum arbitrium* であって、その語源となる動詞 *arbitror* は「思う」といった理性的な意味合いがあり、これを汲んで「意思」としたい。これに対し *voluntas* は理性に対抗して使用されるのであるから、この点でも「意思」の訳が相応しいと考える。

さらにこの自由意思の問題は、宗教改革の根本問題であるという。論争においてルター自身がこの問題はキリスト教の要であると述べており、またルターのかかわる諸問題、教皇制、聖遺物等のなかからエラスムスが自由意思の問題を取り上げた点をルターが高く評価していた。さらに晩年ルターは著作集を出す計画に誘われたおりに、自著のうちでこの『奴隸意思論』と各「教理問答」を高く評価し、他は忘れられてもかまわないと語っていた。こうして両者の間で自由意思が論争の的になるのだが、少なくともこれが問題となるという点で両者は一致している。がしかし結論においては、それぞれ正反対の立場をとることになる。エラスムスはキリスト教を守ろうとして、人間は恩恵を受け取るのであるが、自由意思もあると主張した。他方ルターは信仰のみ、恩恵のみの立場から自由意思はないと断言する。さらに両者ともに聖書をもとに論じてそれぞれの結論を導き出しているのである。

ルターは1521年にレオ十世の破門勅書に対抗して「レオ十世の最終的断罪の大勅書のためのあらゆる項目の主張」(以下「41箇条」と略)を出している。エラスムスは『自由意思論』においてこの「41箇条」の第36条(自由意思を否定)への反論をこころみた。エラスムスは自由意思を「その力によって人間が、永遠の救へ導く事柄へ、自分を適応させたり、あるいはそういうものから自分を離反させたりしうる、そういう人間の意志の力である、とわれわれは考える」と定義している。ここでのポイントとして、それは(1)人間、理性を備えた普通の人間のもつ力であり、(2)永遠の救いにかかわるものであり、ただし(3)自由意思を詳細に定義することを避けつつ、何かの力が人間には備わっているという。エラスムスはとても道徳的、倫理的な敬虔

さを大事にし、理性を重視しているといえる。

これにたいしてルターは『奴隸意思論』を著し、エラスムスを批判していった。その言葉は辛辣で、まさに論争的な内容となっている。この批判書においてルターは「奴隸意思」という言葉を使うのだが、そもそもこの言葉自体が新しいものであった。もともとはアウグスティヌスの『ユリアヌス駁論』にある引用、すなわち「自由意思というよりは、むしろ奴隸意思と呼ぶべき」(*servum potius quam liberum arbitrium*)から取ってきている。ただしこの引用はいささか省略された形になっている。いずれにしてもこの「奴隸的」(*servus*)の意味が肝心であろう。通常「奴隸的」という言葉はネガティブな響きとするし、「自由」に対してとても否定的なニュアンスを有している。しかしそうであろうか。どうやらルターには別の意味があるのではないか。この点、次の引用文が興味深い。

「われわれは再び彼 [=もっと強い者：ルカ 11,22] の霊によって奴隸となり、捕虜となる（しかしそれは王的自由ということである）。それゆえわれわれは彼が欲することを、欲し喜んでなす。このように人間の意志は神とサタンの間いわば役獣のように置かれている。もし神が御するなら、神が欲するところへ人間の意志は向かう。詩編 [73,22ff] が「私は役獣のようになった。しかしわたしは常にあなたと共にあった」と言っている通りである。もしサタンが御すなら、サタンが欲する方へそれは向かう。いずれの御者へ走り寄り、いずれの御者を求めるかの決定は人間の意思のうちにはない。むしろ御者たち自身が自分のものにし掌握しようと争っている。」(WA 18,638,4-11)

この引用では明らかに奴隸か自由かの対立ではなく、奴隸的であることが前提となっており、神の奴隸か、サタンの奴隸かの二者択一が問題とされている。神が御者となるのか、サタンが御者となるのか、従って人間にはそもそも自由はないことになる。このような構図において神の奴隸となることには積極的な意味が認められるのではないか。そもそもパウロが書簡において冒頭「キリストの僕」と述べるとき、その「僕」とは「奴隸」のことを意味している。エラスムスは「奴隸」という言葉でアリストテレス的な意味合い、すなわちギリシア・ローマ社会における奴隸を思念していたのだが、ルターはこの点で聖書的な奴隸の概念に拠っている。もとよりルターは人間より下のものについて自由を認めているのだが、しかし救済の問題についてはこれを一切認めない。この点ルターの律法理解は、律法というものの存在は人間にその罪と無力とを知らしめるものだというものだが、エラスムスは、できないことを神が命ずるはずがないというストレートなものである。ルターは人間は自己の救いに関して自由意

思の余地がないというが、そのさいの自由意思とは「いかなる律法にもいかなる命令にも拘束されないで、好むことを何であれ神に向かってなしえ、またなすところのもの」であって、このような自由意思は人間には認められないとルターは考えている。さらに『奴隷意思論』の末尾で救いに関しては、人間の意思ではなく、神の意思決定によるのであるから、むしろいっそう確実に安らかなものであるとの言葉も見られる。この点でルターとエラスムスの主張は平行線をたどることになり、一致しない。ただしここでルターのいう「奴隷」には、聖書による積極的な意味があることは認められるべきであろう。

とはいえ現代のわれわれが、このルターの思想をそのまま受容できるのかどうかは問題となる。最近ドイツに滞在しており、ある会議において宗教改革500年のことが話題となったが、参加していた牧師たちはルターの神学の一貫性は認めつつも、現代の教会においてこれをそのまま承認できるのかどうかは問題だとされていた。じつはルターは、晩年もうひとつ後世に残したい自著と認めていたものがあり、それが「教理問答」であった。そこで彼は十戒を取り上げ、これを研究し、積極的に受け取っていく。エラスムスもこの「教理問答」を読んでいけば、ルターを批判するようなことはなかったのではないだろうか。その意味でルターにとっても律法の問題はくりかえし迫ってくるものであったようである。

2. 木ノ脇悦郎氏のコメント

以上が、私が理解した竹原創一先生の発表概要となる。これにたいして木ノ脇悦郎先生のコメントについて先生のレジюмеをもとにその概要を記したい。

エラスムスはルター反駁を書くことに抵抗したが、ヘンリー8世の圧力により書くことになった。そのさい「41 箇条」においてルターが自由意志を否定したことを取り上げ（自由意志はただ名前だけであって…）、その反駁をこころみた。ただ論争を望んでいたのではなく、むしろ始終キリスト教世界における平和を欲したという。さらにメランヒトンとエラスムスは往復書簡をしており、生涯親交がつづいた。エラスムスの主張点は次の二つにまとめられる。

- (1) 人間の救済について、自力で可能であるというのは傲慢である。
- (2) しかし罪にまみれている人間に希望を与える必要がある。そのため自由意志がなお有効性をもっているかどうかを検討する必要がある。

結局エラスムスは「人間の罪の現実に目を止めるとき、その創始者として神に責任を帰すことはできない」という。そして犯した罪からの救いについて、人間はその罪の現実に絶望すべきではなく、神の恵みに目を向け、希望をもって救いに向かうこと

のできる自由意志を認める必要があるという。

かつて中世哲学の泰斗エチエンヌ・ジルソンは、エラスムスの神学的教説はその『自由意志論』のなかにはなく、彼の聖書注解、教会批判、キリスト教的学問への理解の三つの領域において認められるとしていた。エラスムスの神学的プログラムは、神学的議論のためではなく、神学的生のためのものであり、じつは実践的性格の強いものであった。「信仰や神学と具体的な生き方を分離せず、一体のものとしていくエラスムスの神学的方向性は人間の責任性を問い、特にその罪の責任を人間に帰するために自由意志を擁護することが重要であったといえる」。

ところでこのエラスムスの神学的方向性は、アルミニウス、そしてジョン・ウェスレーにつながっていき、信仰生活における人間の責任を強く意識するものであった。

3. おわりに——報告者の感想

以上がおおよそ木ノ脇先生のコメントであった。じつは研究会は時間切れとなってしまう、木ノ脇先生のコメント自体短縮してお話しいただいた。また質疑の時間もとることができず、私自身質問や意見があっただけに残念であった。竹原先生と木ノ脇先生の論戦も期待されたが、果たされないままに終わった。そこでこの場を借りて研究発表とコメントについて、せめて私なりの感想を二点、短く記しておきたい。

まず、コメンテーターの木ノ脇先生の指摘する人間の責任性は、ルター批判として有意義なものと思われた。結局「奴隷意思」であるなら、人間には一切責任がなく、神かサタンの責任になってしまうのではないか。キリスト教思想の伝統では人間の自由を擁護する場合、人間の責任をいう。まさに自分で行ったことの責任を各自は取らなければならない。その根拠として主張されるのが人間の自由である。この点はさらに考える必要があるのではないだろうか。以上が第一である。

ところで竹原先生のご発表の要点のひとつである「奴隷」ということのポジティブな意味を指摘なさったのだが、この点ルターの奴隷意思論の底には、何かしら神秘主義があるのではないかと思っている。今回のご発表にあった「御者」の比喻、あるいは『キリスト者の自由』に見られる鉄と焰の比喻、あるいは花嫁と花婿の比喻など神秘主義に伝統的な表象をルターは使う。そこでその信仰理解を考察するなら、ルターは信仰におけるキリストとの一致、何かしら合一を語るのであって、その合一は経験的なものであったはずである。信仰における一致・合一の経験をもとにしてキリストと魂の関係が主従関係になるということであり、その意味での奴隷ということではないのか。このように理解するなら、キリストとの一致経験（この一致は不安定なものであろうが）をもとにした信仰における鍛錬、進歩にリアリティーが生まれてくるの

であって、これが信仰生活を形成することになる。キリストとまったく無関係に自力で自由に救いに相応しい行為を為すことができるというのは傲慢であって、むしろすべてはキリストとの一致が肝要であって、この一致から他の諸々が生まれ出てくるといふことと解釈することができる。エラスムスには、このようなルターの奴隷意思論、また信仰義認の底にあるような神秘主義は存在しないのではないか。

竹原先生のご発表を聴き、また木ノ脇先生のコメントに学びつつ考えたことは以上となる。人間の責任性、キリストとの生きた一致経験、いずれも今日の教会、キリスト者には必要な視点ではないだろうか。宗教改革500年を記念しつつ、ルターやエラスムスに学んで教会や福音伝道を真剣に考えていきたいと思う。